

疎開先の生活

横浜市豊岡国民学校の児童の疎開生活は（足柄上郡岡本村に疎開）午前・午後の二部教授で、午前六時起床（乾布摩擦・掃除等）、六時十五分礼拝、六時三十分国旗掲揚、先生・両親への挨拶、体操等、七時十分朝食、七時五十分登校（午前組）午後組は作業（清掃・薪取り）、予習・復習、十一時昼食（午後組児童）十一時三十分午後組登校、午後一時午前組児童作業、予習・復習、五時夕食、六時夕礼（職員訓話、反省、両親への挨拶、先生寮母への挨拶）、六時三十分入浴、うがい、八時就寝消灯であった。

父母からはなれた集団生活、慣れない作業、まずしい食事、なれない日課、ふろは月一回農家のもらいぶろ、のみ・しらみの大敵、雑炊ばかりの生活、津久井郡串川村に疎開したある女教師は「児童の状態が目立ったことは、男子の全部が気がぬけた如く、暴れて遊んだりしないことだ。これは栄養の点もあるが、外部的の問題もあったらしい、部落の児童に何を言われても、おとなしく宿舎にペタンと座っている様子は一層哀れだった」と回想している。

疎開地からの父兄へ伝えるガリ版刷の便りには「紙芝居をやったり、お話をやったり努めて賑かにさせて」いるが、それでも子どもたちは「星空をながめ、こおろぎの音に耳をたて」「先生面会はいつ、お正月帰れるの」と淋しがる三年生やカレンダーをめくる様な事ばかりしている子どもがあることを伝えている（『大山だより』第二号 昭和十九年十月二十八日付）。

時には集団生活からぬけ出して、親の居る横浜市に帰ってしまうものや、病気のため帰宅し、一旦帰宅した後は父母のもとを離れなかった者も漸増していった。

そんな中でもガンバッテ父兄へ手紙の中に、「戦争に勝つまでは面会しない」と書いて、「お山に疎開しているのはお国のためです」と児童の心の中にも戦争への参加意識がうえられ、小さな心の中にじっとガマンする悲しそうな決意もあった。

一九四四（昭和十九）年十二月七日、内政部長は「学童疎開ニ於ケル教育要綱」を決定し「学童疎開が国家的ニ重要ナル所



間門国民学校の箱根温泉村への学童疎開

『横浜思い出のアルバム』から

以テ認識セシムルノ方途ヲ講ジ日課及諸般ノ行事ヲ通ジテ感傷的退避的気分ノ一掃ニ力メ戦意ヲ昂揚シ士氣ヲ鼓舞シ聖戦必勝ノ信念ヲ涵養スルモノトス」と通牒した。

引率教職員は食糧の確保に最大の苦勞をした。配給のみでは不足で、買出しに出かけ、家恋しく脱走する生徒の面倒、衛生管理の面、暗いイメージを払拭しようとする懸命の努力が払われた。

一九四五（昭和二十）年一月、政府は集団疎開の継続を閣議で決定した。

三月十八日政府は「決戦教育措置要綱」を閣議決定し、「全学徒ヲ食糧増産、軍事生産、防空防衛、重要研究其ノ他直接決戦ニ緊要ナル業務ニ総動員」するものとした。国民学校初等科を除いて、学校における授業は四月から一年間、原則として停止することとした。また「学童集団疎開強化要綱」を決定した。

このころになると、県内の学校にも軍隊が入り、学校が軍事用に使用されるようになった。

また、たびたび空襲を受けていたが、四月以降はほとんど県内各地のどこかに空襲警報、警戒警報が発令された。五月十五日には内政部長は「決戦下ニ於ケル国民学校ノ授業ニ関スル件」を通牒し、防空警報発令をしたとき、児童を下校させるようにしていたのをむしろ学校にとどめておくよう指示した。児童を下校させる際、引率して機銃掃射を受けることさえあって、危険だったためである。

五月二十九日の「横浜大空襲」は本県に最大の被害をもたらした空襲であった。四月十五日の空襲とあわせて横浜市の学校の被害状況は、国民学校三十二校に達した。これは全体の三分の一にもおよんだ。五月二十九日には、そのほか、横浜市立聾学校、横浜経済専門学校（一部）、公立の中学校では県立横浜第一中学校他四校が全焼、私立学校では神奈川高等学校（現在 神奈川学園）他十五校が全焼の被害を受けた。横浜市の国民学校生徒は分散授業を行ったが、横浜市だけでなく、校舎の軍事使用又は学校工場化とあいまって分散授業は各地に広がった。鎌倉市の第一国民学校では熊野神社に机やいすを運び授業を行った。また、空襲が激しくなるに従い、御真影奉所を特定した。川崎市は、向丘・柿生国民学校に特定奉遷所として集中させた。そして、五月に入ると工場に動員されていた生徒で学徒隊を作らせ、戦闘的な軍隊組織に似た編制をなし、敵軍の本土上陸を予想して皇土防衛任務に挺身する態勢をとらせた。学校も職場も軍隊化した。

言論の統制

一九四〇（昭和十五）年十二月十三日、横浜貿易新報社と横浜新報社が合併し、改めて神奈川県新聞社となり『神奈川県新聞』を発行することになった。国の新聞統制によるものであった。

この年一月には国民精神総動員の精神に反したという理由で横浜専門学校の教授が逮捕され、九月には起訴された。そしてこのことについて県会でも取り上げられた。質問者は国民精神総動員の時代に教授が起訴され、教育に関して由々しき問題であり、監督者の学務部長はどういうふうに考えているのかということであった。

県警察部では一九四一年六月には県下の観光地の箱根、鎌倉や大磯、藤沢、逗子などの湘南方面で取締りを行った。外人たちが多数流れ込むので、流言蜚語の取締りを厳重にすることとしたというのである。そして街の喫茶店、飲食店、酒場は勿論、駅のホーム、電車・バスの交通機関、銭湯、興行場の廊下、工場など、人の集まるところをどこでも取締りの対象とした、警察官が出没して、摘発するということであった。

十一月一日には、演劇脚本検閲制度が実施され、横浜を始め、県下の興行関係者をかく然とさせた。上演する四日前に県保安課に提出せよというものであった。すでに、このころ、演劇をやるときには初日前に所轄警察署へ筋書と出演者の原籍簿を出さなくてはならず、警察官が舞台を見て、悪い点があれば指摘され、改めさせられていたのである。当時の人によると「脚本検閲に見事通過する劇団が神奈川県を通じてどのくらいあると思いますか」という質問に対して「先ず、余り無いでせう」(『神奈川県新聞』昭和十六年十一月十七日付)といている。劇団の一般興行も窮屈な状況になっていた。

一九四二年元旦からは、新聞界は言論奉還の赤誠を以って、県一社の実現に挺身すべく、神奈川県新聞社、神奈川日日新聞社、相模合同新聞社が合併して『神奈川新聞』を発行することになった。このようにして、言論、市民の生活、行動、娯楽までが全く統制の下に入ってしまった。

第五節 太平洋戦争下の県民生活

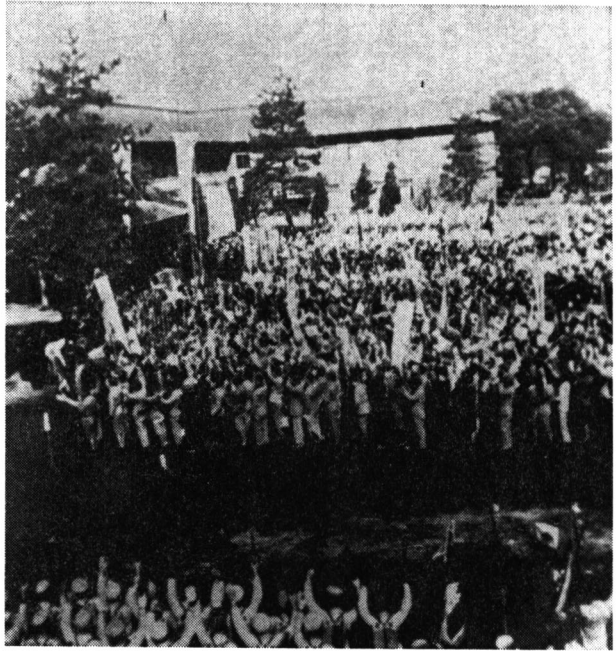
一 「聖戦」下の県民

「紀元二千六百年祭」

一九四〇（昭和十五）年は、「神武天皇即位二千六百年」であった。人心の一新を求めて、お祭り騒ぎがくりひろげられた。この年の十月十一日には、天皇も臨席して、横浜港沖で特別観艦式が挙行された。艦艇百余隻、航空機五百余機が参加し、「帝国海軍の偉容」を市民に披露した。この日、港をめぐる小高い丘は市民でうずまった。それから一か月後の十一月十日には、「紀元二千六百年」祝賀行事が全国に展開され、赤飯用のもち米すら特配になった。翌々十二日午後、税関四号屋上で開かれた横浜市主催の奉祝会でも、二千六百名がビールで乾杯という盛会であった。だが、街には「祝ひ終った、さあ働らかう！」の立看板がはりめぐらされていた。

つづいて十三日には「宣言も綱領も要らぬ、『臣道実践』に尽くる大政翼賛運動」に、市民を動員するための「大政翼賛三國（日独伊）結盟市民大会」が全国一斉に挙行された。県市共催の大会は、横浜公園に二万名余を動員、「世界を挙げて今や禍乱の裡に在り、我国亦此間に立ちて東亜の新秩序建設の為国運を賭して闘ひつゝあり」「我等は新日本建設の為に大政翼賛の一大国民運動を展開し、聖旨を奉戴し国体の本義を顕現し時艱克服に邁進し、以て聖慮を安んじ奉らん」と宣言した。

また、こうした祭り気分の中で次第にインフレが進行していた。横浜市総務部調査の横浜市生活用品小売価格指数は、一九三六年を一〇〇として、一九三七年一〇二・三、一九三八年一一六・一、一九三九年一三八・七とじりじり高騰していったが、



1940年11月10日に小田原城内国民学校で開催された
紀元2600年祭 『目でみる小田原の歩み』から

統制の強化された一九四〇年一月には一五九・四、六月一八二・〇、七月一八七・四、八月一九二・七と天井知らずに高騰し、九月以降、若干にぶったとはいえ、十一月に入っても一七七・五というインフレとなった(『神奈川新聞』昭和十六年一月六日付)。

また、戦時体制が強化されるなかで県警察部が、一九四〇年十二月現在で中小商工業者の転業問題を調査したところ、統制の対象となっている米穀、木炭、菓子、豆腐商は、一九三九年末に比し平均三五・九割の減収であったが、それでも転業に関心をもつ者は三百名中八十名、うち転業を考えている者二十九名、さらに転業の決意をもつ者二十一名というのが実情であった(『神奈川新聞』昭和十六年二月八日付)。こうしたなかで、県民の間には、先行きの不安から、利根的な享楽に走る傾向もあらわれた。横浜・伊勢佐木町を中心とする盛り場の客は、一九四一年三月には、料理店一万三千二百名、飲食店百三十万四千三百五十八名、特殊飲食店十二万四千百十名、私娼窟飲食店一万四千八百十六名、映画館・劇場六十七万五千五百四十三名、遊戯場四千五百三十八名となっている。前年同月の映画館・劇場入場人員は六十四万四千二百二十九名であった(『神奈川新聞』昭和十六年二月十七日、四月二十八日付)。また、毎月一日の興亜奉公日

にも「特殊飲食店其他の女給等が客を同伴外出して風紀を紊すもの」が増加の一途をたどり、「不良少年」も一月三十二名、二月百二十九名が検挙されるといふ激増ぶりであった。たまりかねた県警察部は各署に「少年係」の設置を計画したという（『神奈川県新聞』昭和十六年三月三日付、『読売新聞』同年三月十六日付、『毎日新聞』同年六月五日付）。

太平洋戦争の開始と県民 一九四一（昭和十六）年十二月八日、日本は米英に宣戦布告をした。そのまえ、日本海軍機はハワイの真珠湾

のが遂に来た」「若き我等は血湧き立つばかりである」「個人主義的な一切の気持は何処かへすっ飛んでしまった。そして愛国的な民族的な大きな気持に支配されてしまった」と書いた高島駅転てつ手の二十二歳の青年もいた（『横浜の空襲と戦災』2）。また、伊勢佐木町では、十二月八日、まだアメリカ映画「シカゴ」を上映している映画館もあったが、九日には自発的に米英映画上映中止をきめた。伊勢佐木署は、カフェー、飲食店の店名から「敵性横文字」を追放するよう、二十四日になって注意した。さらに、「世界地図といふ地図は週報の附録に至るまで皆売りつくし」てしまうほど、関心が高かった（『神奈川県新聞』昭和十六年十二月十日付）。

開戦後、県の対応は、十日に松村光磨知事が県告諭で県民に、「本県の重要地位に鑑み挙県一体、速に戦時体制の整備充実を計る」ことを訴え、また単位産業報国会に「生産拡充に精進する様」と激励通牒を発したことが記録されている。通常県会は、十一月二十二日開会、十二月三日閉会したままであった。

一方、県下各市では、十二月九日に開会予定の藤沢市会はもとより、横浜市会、川崎市会、鎌倉市会等が緊急市会を開催していずれも「聖戦」の目的完遂を決議していた。

こうしたなかで、県民は戦争気運のなかに巻き込まれていった。たとえば、十二月八日は月曜日、九日は火曜日の平日では



戦地におくる慰問袋

川崎市主催・川崎空襲展示提供

あったが、映画館をのぞくとさすがに客足は少なく、横浜・オデロン座等の一流館も座席はまばらで、支配人にきくと「昨日（八日）の午後からぱったり客足が減った」というし、有隣堂の支配人にきくとここも客足は減ったが、防空読本なども随分出」たようで、某デパートの支配人にきくと、対米英戦第一日は休業であったが、今日は随分客足が減ったけれども、「こゝでも防空用具品と鉄兜等の売場が賑はった」というありさまであった（『神奈川県新聞』昭和十六年十二月十日付）。

市民は情報を求めた。八日、九日の両日で新しいラジオの加入申込みは県下で五百余件もあり、九日から電波管制でラジオの雑音がひどくなったのを、調子が悪いとダイヤルなどをいじりまわし、はては壊してしまって、放送協会横浜相談所に修繕を申し込んだものが九日だけで七十余件といわれた（『朝日新聞』昭和十六年十二月十一日付）。年末年始五日間の人も横浜市電は一・九割、バスは三五・五割も前年に比べて減少し、ニュース映画を上映する映画館には長蛇の列ができて「電車軌道にまではみ出し交通巡査が出勤して取締りに当」っていた（『毎日新聞』昭和十七年一月六日付）。

一方、戦局が拡大するにつれ、民衆の不安もつのつていった。一九四二年二月十五日、シンガポール陥落で町並みが湧きかえっているころ、横浜や横須賀汐入町方面で「千葉県の某町で酒屋へみすぼらしい年寄がザルを持って酒を買ひに行った」「酒を入れたところ不思議にも洩らなかった」「この大東亜戦争は一年か一年半で終るが、その後悪疫が流行するであらう、今のうちに小豆飯と梅干し三つとラッキョウ三つを神様に上げればいい、と口走ったまま姿を消した」というような流言がひろがった（『神奈川新聞』昭和十七年二月十八日付）。

ところで、一九四〇年にはじまった生活物資の配給制によって、一九四二年三月ごろになると、ほぼすべての生活物資が切符・通帳・登録制のいづれかでなければ、入手できなくなっていた。すでに、太平洋戦争がはじまるまえ、野菜が切符制になるといわれると、七日の日曜日などは、横浜市の郊外の小机方面に二千名、三ツ沢方面八百名、綱島・日吉方面には、それぞれ五百名など、四千名もの「買出し組」がおしよせたほどである。

また、ハイキングの帰途、野荒しをする者まであらわれ、横浜線中山・長津田両駅、谷本町、荏田町の四か所で検問中の川和署に、男四十三、女十九名が検挙される事件もあった（『読売新聞』昭和十六年九月十日付、『毎日新聞』同年十月二十六日付）。さらに、横浜市戸塚方面には買漁り人の群が、少ない時でも五、六十人、土曜・日曜の如きは三、四百人のおびただしい数であふれ、戸塚署員は毎日これらの取締りで他の仕事を手につかないありさまで、時どきは非番や署在の巡査までかり出さなければならなかった（『毎日新聞』昭和十六年十二月三日付）。

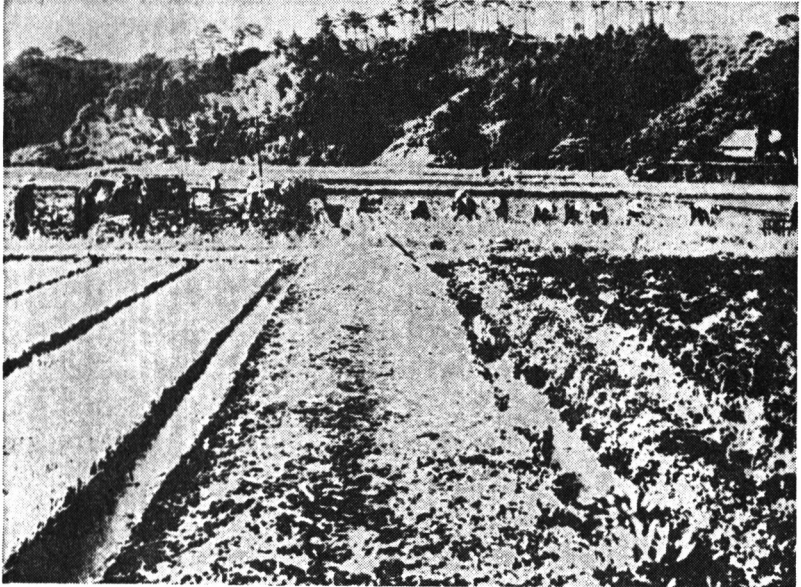
一 食糧増産体制の不安

食糧自給と 農村の再編

県下の米生産量は既述のように、県民の必要量に到底達しなかった。そればかりか、県内農民の米の供出は一九四二（昭和十七）年度政府割当ての八四割で、全国下位から二番目という成績であった。そこで、この年のはじめに県知事として着任した近藤壊太郎は、食糧増産激励班を組織し、農村を巡回して時局の真相を語る座談会を開き、直接農民に訴えた。その結果、全く警察権を行使しないで「百割の米の供出」を完了した。また表は「百四割の好成績」をみせた（鈴木重信『追想・近藤壊太郎』）ともいわれた。

県下の供出量・供出比率が三倍にもなったことから、一九四三年十一月の通常県会において、知事は「従来本県ノ農村ハ本県ノ特殊事情ニ因リ、動モスレバ利益追求主義ノ農業経営ヲ致ス点ガ見受ケラレタノデアリマスガ、最近農村方面ノ気風ガ一転致シマシテ、皇国ノ嚮フベキ所ヲ自覚シ、農民道ヲ發揮シ、一意国策ニ協力シ、食糧増産ニ邁進致シテ居リマスノハ洵ニ喜バシイ次第デアリマス、今夏行ハレマシタ麦ノ供出ニ於キマシテモ、割当量ニ対シ百四パーセントノ成績ヲ示シ、又目下行ハレツツアリマス甘藷ノ供出並ニ麦ノ増反等ニ付キマシテモ、国策ニ即応シ張切ツテ努力致シテ居ルノデアリマス」と説明していた（『神奈川県会史』第六巻）。

食糧自給は、国にとっても絶対的要請であったから、一九四一年十月二十五日からは、桑園・菜園・煙草・花卉^{かき}などの作付転換が、農地作付統制規則の実施によってすすめられた。さらに一九四二年一月十日から実施された農業生産統制令により、農会が生産責任をもつこととなり、生産計画の樹立、各農家への生産割当て、労力調整などを行うこととなった。また、耕地



高津区明津の共同田植え

川崎市提供

三反(約三十アール)以上の経営主とその家族は、引きつづき三十日以上(農繁期は五日以上)農業を放棄するときは、農会の承認が必要であるという規制も強制された。都市における町内会・隣組の役割を農村では農会が果たすこととなった。

部落会整備の方針と農会を通じての生産統制は、共同作業や部落慣行を通じて統合されていた各村間に混乱をもちこんだ。たとえば、一九四一年、茅ヶ崎町農会に就職した夏目善治は、農会について次のように記している。

当時の農業団体には、「農会と産業組合(正しくは信用販売購買利用組合)」があり、「農会の業務は、農業指導ということで、技術員と書記がその仕事」をし、産業組合は、「販売事業、購買、信用、利用事業」をあつかっていた。そして農会は、「農業に必要な技能の普及と品種の改良」をなし、「農業に必要な組合を育成、補佐し、農業の発展を図ることを目的」としていて、「収入構成は、大要会費七十割、補助金二十四割、動力農具使用料その他で三割前後で、補助金の構成比」は多く、組織としては「農区と実行組合」があり、「農区は三十区に分かれ、それぞれに総代があ

って農区総代といひ、農業行政の区長で、農民と農会、町役場の間に立って上意下達——下意上達の役目で、組織からのものはもちろん、個人ごとにおいても相談を受ける——するという役割を担っていた。ここには部落のもめごと、個人のもめごとまでもちこまれ、実行組合は、いまの支部組織、生産組合と同様のもので、共同販売、共同購入、共同防除等の業務実施団体として、「登記した法人格団体であった」(夏目善治『組合運動30年の思い出』)。

一方、産業組合については「仕事としては、販売購買利用事業」が多く、「利用事業として、共同精米、精麦所の他、葬具の取り扱い」もしていたが、しかし、経営は苦しく、松村地区などは、一九四二年にはついに解散し、茅ヶ崎地区は市街地信用組合に転身という状況であったようである。地主の残っているなかでは、生産や労働力の統制を行うことは困難であった。しかも、部落会・町内会の整備という内務省の指導と、産業組合中央会・帝国農会が農林省の指導のもとに進めてきた「部落農業団体を一地区一団体全農家加入の単一部落農業団体に改組する」方針とは、ムラのなかでことごとくにつかりあうようになった。もちろん、国も一九四一年二月、農林・内務両次官通達によって、部落会と部落農業団体の区域の一致、役員等の人的結合を求めたりしたが、地主的名望家層を基盤とする部落会や農会、自小作農層を基盤とする部落農業団体(実行組合や産業組合)とのしこりは、なかなか解消されそうもなかった。

「食糧増産と供出完遂」が叫ばれたが農村の実態はいろいろな困難が積重なっていた。相模原地区の例(大野地区中和田第二農事実行組合)でみると、一九四三年現在、五十七町一反一畝(約七百三アール)の農業経営に従事した人員は、五十八戸で百四十三名、うち二十一歳から四十歳までの男子はわずか八名、同年齢層の女子は三十六名であった。農業生産統制令により農作物の種類や作付反別が限定され、連作を余儀なくされたが、生産は低下した。しかも、肥料・農機具が配給制となり、過磷酸が一反歩(約十アール)一貫目(約三・七五%)程度であった。供出は、全町一名の食糧調整委員が指定作付面積から反収量を

第14表 小作争議件数

年次	件数
1935	65
36	26
37	21
38	31
39	20
40	14
41	38
42	24
43	17
44	22

『神奈川県農地改革史』から

割り出し、供出量を決定したが、実際には各地区一名の委員を配置しなければ、決定できなかった。供出すれば自家保有米すらないという農家も、中和田第二農事実行組合には多かった。一九四二年度に六か月分以上の保有米を所持できたのは、五十戸中七戸にすぎなかった。そのことがまた、新しい紛争の種となった(『相模原市史』第四巻)。

米価値上げと貯蓄

政府の食糧政策は、一九四一(昭和十六)年産米から急激に変化する。第一に、地主の小作米は小作人から直接国に出荷され、地主には代金のみが支払われる、実質的な金納制が実現した。第二に、二重米価制が実施される。生産者には一石当たり五円の奨励金が地主米価に上のせしてつくようになり、一九四三年は十五・五円、四五年四月は三十七・五円と、地主米価との間の開きが拡大し、それだけ実質小作料率も反当たり四一年四八・九割、四三年三六・八割、四五年三〇・二割と減少していった(森武麿「戦時下農村の構造変化」『岩波講座日本歴史』20)。こうしたなかで、一九四三年七月十七日付で、足柄地方事務所長は、「米価引上三件フ農家増加収益ノ貯蓄化ニ関スル件」を通牒した。米価の大幅引き上げによる多額の資金が農村に「浮動」しないよう、見込み浪費の抑制、消費生活の自粛、増加収益を「自作農創設土地購入資金土地改良資金等農業増産上真ニ有効適切ナル用途ニ充ツルノ外ハ挙ゲテ之ヲ産業組合ノ定期的貯蓄又ハ負債整理ニ振り向ケシムル」というものである。なお「事前ニ於ケル大々的ナル宣伝ハ一面ニ於テハ米穀増産運動ニ悪影響ヲ及ボスベキ虞アルニ付之ガ指導ノ取扱方ニ関シテハ克ク農民心理ノ動向ヲ察知シ深甚ナル留意ヲ以テ万全ヲ期スルコト」が付記されていた(資料編 12近代・現代(2)交)。

こうした生産者優遇策、さらに一九四二(昭和十七)年五月二十八日の『相沢日記』に、「サツマモ統制ニテ自由売ヲ為シ得ズ公定価ニ供出スルコトナリ、不利益ユヘ自用ノ外売物ヲ作ルヲ好マヌ次第、凡テ自給自足ガ一般ノ方針トナ

り」とあるような風潮は、土地にからむ小作争議・農村争議を、決戦下にもかわらず消滅させえなかった。事実、争議は零細自作地主又は新地主による土地引上げが原因の大部分を占め、一九四三年にも十七件中十二件、四四年二十二件中二十件を占めていた。なお、小作調停事件、小作官の法外調停事件においても、この傾向は同じであったといわれる（『神奈川県農地改革史』）。

戦時下の食糧増産体制は、あらゆる面から行きづまっていた。

三 都市機能の低下

配給の地域差

民衆の生活の死活にかかわる割当て配給制も年を追ってひろがっていった。一九四二（昭和十七）年二月一日から味噌、正油、衣料の切符制、三月一日から野菜の登録制、二十日からは配給米にとりもろこし一割混入等々、日常生活は最低栄養標準すらまかなえなくなった。公定価格の何倍かの価格で不常入手する闇と行列買いは常識となり、「世の中は星（陸軍）に錨（海軍）に顔に闇、馬鹿者（正直者）のみが行列をする」ありさまだった。

配給統制でも地域差があらわれた。六大都市以外は都市でも差別された。すでに、一九四〇年十一月の川崎市議会は「生活環境ニ於テハ六大都市ト基ヲ一ニスルニ不拘、砂糖ニ在リテハ六大都市ハ一人一カ月〇・六斤其ノ他ノ都市ハ〇・五斤トナリ、マッチニ於テモ配給数量ノ制限ニヨリ切符制ヲ実施スルコト能ハス」と六大都市なみの配給を求めて商工大臣に意見書を提出している。一九四一年四月一日、生活必需品統制令が公布され、生鮮食料品に公定価格制がとられると、川崎市のように中央市場をもたない都市は、入荷が激減して、配給が困難となってしまうありさまで、一九四四年十一月一日、やっと中央

市場の開場にこぎつけるようなありさまであった。また、一九四二年二月一日から、繊維製品の点数切符制が実施されたが、これも一か年に都市では一人が百点、郡部は八十点であった。特に制限小切符なしには購入できないものとして、手拭、タオル、足袋、晒さらし、ネルなどがあげられたが、足袋については都市六足、郡部四足となっていた。

衣料切符は一九四三年一月、点数が平均二五割引き上げられ、一九四四年には、一月に配布予定の見通しがたないまま四月まで延期、その上四〇から五〇割も削減されるありさまだった。しかも、一九四三年一月末締切りの衣料切符節約競争が行われ、横浜市の戸塚区阿久和町内会第二十三隣組が一人平均六十三・八点を残して第一位、第二位は神奈川区松ヶ丘町内会第十四隣組六十一・六点、第三位港北区篠原町表谷戸町内会第三隣組五十八・四点、同二席神奈川区亀住町内会第三十四隣組五十七点がそれぞれ入賞と決定、平均五十点以上を残した隣組は十六に達し、参加隣組の残した点数の平均は二十五点というような「献納運動」も行われた。この運動は、一九四二年五月、市生活課の呼びかけで、全市の約一割、二千二百五十二隣組、



衣料切符 座間功氏蔵
相模原市立図書館古文書室所蔵

世帯員十四万四千三百八十名、切符総点数四十三万八千点がその競争に参加して、約二百五十万点を節約したといわれる（『毎日新聞』昭和十八年二月二十一日付）。一九四二年中の全国平均切符消費量は七一割で、競争対象期間に見合う十か月間では、都市が六五割、郡部では五五から六〇割であったという（法政大学大原社会問題研究所編『太平洋戦争下の労働者状態』。横浜市

の第一位、第三位一席は純農村、第二位は高級住宅地、第三位一席は典型的な密集地域といったように、いずれも地域に繊維品を扱う専門商店が見られないことに特色があった。

軍事優先の街

市民生活は殺伐となりつつあった。一九四三(昭和十八)年二月、県浴場組合は燃料不足対策として、入浴三十分以内、洗髪禁止などを申し合わせて、八月一日から赤ちゃん用のサラ湯を、バケツ一杯三銭で特に売り出すというありさまであった。十月一日から「電髪」(パーマ)が禁止、「朝早くからつめかけて一日中待ち続ける有閑婦人」など「平常の二倍の客」がおしかけた。ついには、八月から、塔婆まで廃止になり、「代りに紙片に戒名を記して石碑に貼り供養する」こととなった。

街の軍事色も強まっていった。横浜市では、一九四二年六月下旬、市役所前の横浜公園のベンチで話しあっていた、腕を組んで歩いていたというだけでも「科料処分」となるように風潮が急転していた。また、十二月八日の映画館、劇場では、「適当の幕間に舞台正面に向かって全員起立し、宮城遙拝と戦捷祈念」を行うことが強制され、一九四三年四月一日からは「自粛させる意味と、一朝時に即応すべき訓練と云ふ実践上から、一回毎に全部の入場者を追出」す入替制が実施された。伊勢佐木町の通日も、二月以来、年末までに閉店したものも六十余軒、野沢屋は四階以上、松屋は全館を軍需産業関係に「供出」するこゝととなった。一九四四年四月には、伊勢佐木十四の興行館のうち、常設館、世界館、花月小劇場が密集興行地の疎開対象として「除却」された。夏の海水浴も東京湾・相模湾などの要塞地帯では全面禁止、「所轄署の許可証」がある場合のみ認めることとなった。また、出征兵士を送る壮行会で、「最近どういふわけか土気を鼓舞するが如き軍歌は歌はれず、唾棄すべき俗歌を大声を発して唄ふ歓送者が目立って来た。殊に多く唄はれるのは酔漢が唄ふ『三島女郎衆はノーエ』云々の野毛節などで、県がこれを禁止したのは八月のことである。

三割も空家がある「盛り場」に「昔のような癩癩玉とか射撃とかの健全娯楽店」をおき、「暗いながらも五燭の電灯を軒に一灯づつ」出す更正策が、伊勢佐木町、保土ヶ谷銀座、鶴見潮田銀座の三か所を対象として検討されたのは十一月になってからであった。この間、十月四日からは市民酒場二百余軒も開業した。四、五日おきに午後六時から一人一合、百人を対象に販売するというものであった。また、十二月からは「汁ばかりで米粒の少い雑炊の与へる感触は、全く決戦下の人心を暗くする」ということで、一人四勺のかたい飯も販売するようになった（『横浜の空襲と戦災』6）。

地方自治制度も崩されていた。一九四三年六月一日から改正施行の府県制、市制、町村制はその法的確認であった。主要点は、各級議会の権限を制限し、参事会や官選首長の指示、決定権が強められ、国が首長の選任、解職、国政事務の委任などに絶対権をもつようになった。

この改訂が「決戦体制」の名目で、地方自治をうばい、軍主導のもとに集権制度を強化するものであることは、つづいて六月二十五日の閣議決定「地方行政刷新強化策要綱」が、軍管区に対応する地方行政協議会を設置することをきめ、七月一日から発足させたことにあらわれていた。関東地方では山梨県を含む一都七県がブロックとなり、さらに警視庁が独立した行政機関として参加していることが特色であった。

こうして、地方自治体の運営は軍と警察の統制下におかれ、十一月二十四日開会の通常県会では、岩本信行議長ただ一人が、各会派を代表して質問するという異常さであった。また翌一九四四年三月二日の鎌倉市会でも市長は予算説明にあたり、「現下市役所ノ行政事務ハ殆ド大部分ガ国ノ命スル戦時事務ナリ、自治団体タル市ノ固有事務ハ洵ニ僅ナリ」と特につけ加えてゐるほどであった（『神奈川県会史』第六卷、『鎌倉議会史（記述編）』）。

軍港都市横須賀の場合は、市財政の大きな部分が海軍助成金に頼っており、「岡本（伝之助）市長はよく軍部に協調し、よく

第15表 横須賀市への
海軍助成金

年次	総額に 対する割合
1937	3.2%
38	4.8
39	4.3
40	7.6
41	7.5
42	11.5
43	25.4
44	1.4
45	19.1

『横須賀市史』から作成

テ歓迎シ、速ニ之ガ実現ヲ期ス」と決議した。しかし、「特ニ県内政部長殿ヨリモ懇篤ナル通牒ニ接シ」、二月六日、市長はこの件をなかつたこととするに至つた（『鎌倉議会史（記述編）』）。軍の意向は、議会の満場一致の決議すらふみにじつたのである。

四 「銃後」の総動員

生産増強にかげり

一九四二（昭和十七）年六月のミッドウェー沖海戦、四三年二月のガダルカナル島撤退、五月のアッツ島玉碎等によって、戦況は逆転するばかりで、日本軍は、制空権・制海権を完全に失った。国民の士気の

低下は鎌倉市長の市会答弁でも「ガダルカナル以来戦意ニ付テハ多少遺憾ノ点アル」と述べたように誰もが認めるところであった（『鎌倉議会史（記述編）』）。

一九四二年十一月の通常県会で、近藤知事は「生産拡充ガ、殊ニ最近此ノ七、八月頃低下」し原因について「時局ヲ認識シ



銅鉄の供出（1942年）

山本国義氏提供

テ居ルケレドモ、其ノ認識ト結び付イテ働イテ居ルカト云フ点、茲ニ帰スル」と説明していた。また、設備と労力と原材料の三つが、「日本ノ産業殊ニ重工業ハ最近ノ発達デゴザイマスカラ足並ガ揃ハナカッタ」とも指摘した（『神奈川県会史』第六巻）。さらに、一九四三年十一月の通常県会において、知事は、本県の工業生産は「増産ノ一途ヲ辿」っており、五月の行政査察でも「身ニ余ル御褒メノ言葉ヲ受ケ」と説明し、そのために、各庁連絡協議会、推進隊、工場の指導班、県の生産増強連絡室などが有効に働いたと誇った。同時に、「唯問題ハ、生産上ノ隘路ト申シマスルノハ、或ル一時ニ隘路ガ打開サレマシテモ現在ノヤウニ次々ヘト困難ナ問題ガ出来テ参リマスルカラ、決シテ安心ハ出来マセス、一、三箇月経チマスト又新シイ隘路ガ出て来ルヤウナ状態デゴザイマス」と付言していた（『神奈川県会史』第六巻）。

事実、たとえば、昭和電工の『営業報告書』（一九四二年四～九月）は、「アルミニウム部門ニ於テハ皇軍ノ雄渾ナル作戦ニヨリテ占領セラレタル南方諸地域ヨリ或ヒハボーキサイト或ハピッチコークスノ入荷サレルアリ」
「現有能力ノ最大發揮ト品質ノ優秀性ニ於テ満足スベキ成績ヲ挙グルヲ得タ」と述べていた。しかし、「肥料部門ニ於テハ労務者ノ著シキ不足ト夏期湯水ニヨル電力不足トニヨリ生産減少ヲ見タ」と記している。また、このころのディーゼル自動車工業の『営業報告書』は、「資材並ニ労力ノ確保ニ相当ノ困難ヲ感シタ」（資料編17近代・

現代(7)一九三〇ととしてゐる。

この事態のもとで、東条首相の命により、第一回行政査察が行われた。査察使は國務大臣か内閣顧問から勅任され、第一回は鶴見・川崎地帯鉄鋼業を中心とする各種行政、生産・輸送等の総合的査察、第二回は七月、東北・北海道の製鉄、炭鉱が対象とされるなど、前後六回派遣された。査察使の『報告書』によれば、日本鋼管の労務事情は、一九四二年四月一日、労務調整令指定工場として、労働者の移動を許可制とした以外の対策がとられていなかったため、「一般ニ労働者ノ離職率高率ナルト共ニ特ニ昭和十六年度夏季在郷軍人ノ大量応召ニ因ル経験工ノ激減」を埋めることができず、年間四千六十八名を国の指示と協力で採用しながら、離職率三七・九割という高率であった。労働者不足を「徴用」で補おうとしても、軍管理工場ではないこと、全従業員中に社外工約二三割がありながら常時把握されていなく、賃金体系・厚生施設等の労務管理が不十分等で、「結局半島人労働者ノ移入並ニ各工場労働者緊急募集対策ヲ講ズルコト等ニ依リ年間ヲ通ジ相当数ヲ補充」したものの「質的低下」等は免れなかった(資料編17近代・現代(7)二三)。

底をつく労働力

日本鋼管の事例にもあるように、いよいよ「決戦段階」で、特に熟練労働力が不足してきた。日本の家族制度が崩れることへのおそれ、「産めよ殖やせよ」の国策に反するという声もあったが、一九四三(昭和十八)年九月から、各種の職場に女子がかりだされ、女子勤労隊も編成された。以後、一九四四年八月二十三日には、学徒勤労令、女子挺身勤労令が施行され、国民学校高等科以上の児童・生徒・学生、および女子が根こそぎ動員で軍需工場で働くようになった。一九四四年以降の国民動員計画における常時要員のほとんどは、勤労働員をうけた学生たちで、敗戦時には全国で百九十二万七千名に達したといわれる。

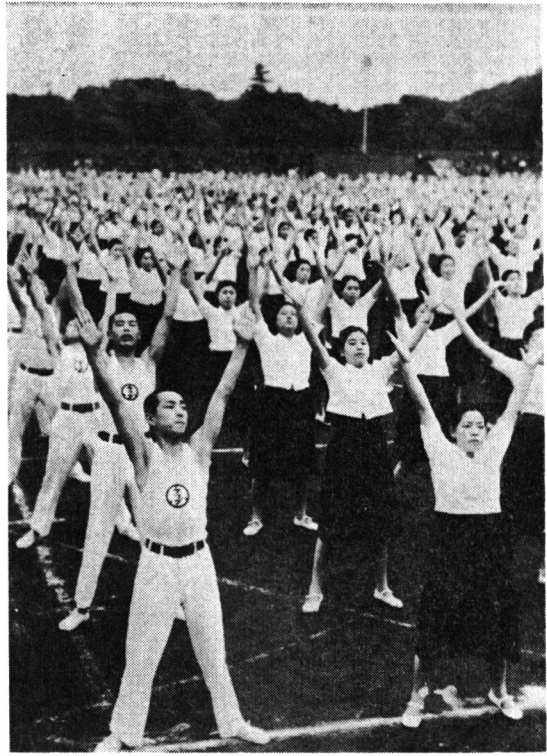
「徴兵徴用一字のちがいで、国民登録の要申告者が「白紙召集」されていた徴用も、一九四三年七月の国民徴用令改正に

より、国家の必要がある場合は、いつでも誰でも徴用できることとなり、それに基づいて、八月、厚生省令による「応徴士服務規律」が定められるなど、軍隊的規律が強制された。

東京芝浦電気では、一九四四年後半に入ると、学徒報国隊、女子挺身隊が大量に動員されて、工場の各種労務に従事した。その勤労意欲と量の多さは、労働力の枯渇していた各工場の期待にこたえ、工場によっては、その労働力の五〇パーセント近くを占め、敗戦時には正規従業員数は八万三千名、徴用工・学徒を加えて十万名を越えたという。しかし、膨大な勤労働員は、結果的には労働力の質の低下をきたし、作業能率も低下する一方であった。その要因として、未熟練労働力の増加、資材の不足または偏在、電気・ガス等動力源の不足による待ち時間の増加、食糧買い出し・家族疎開等による出勤率低下、賃金統制による中小企業への流出、交通破壊による遅刻・早退の増加、農村手不足による一時帰農者の増加、空襲退避による作業時間の空費、夜間空襲による睡眠不足のための気力減退等があげられていた。

とくに敗戦の年、一九四五年の四月十五日の京浜地区戦災後は、工員の出勤率は男子五〇パーセントから六〇パーセント、女子は四〇パーセントから五〇パーセントにまで低下し、欠勤率は鶴見・川崎地区では毎月二五パーセントから三〇パーセントに及び、特に長欠者の増加したのが目立つありさまであった（『東京芝浦電気株式会社八十五年史』、『横浜の空襲と戦災』）。

労働力を補ったものは、中国や朝鮮から強制連行されたり、捕虜として連行された中国人であった。今日では、その実数すらあきらかにされていないが、一九四二年の一資料では、十二月七日、天皇の関西行幸の予定に際し、県下の朝鮮人特別一斉検索が行われ、取調人員一万四千二百五十五名、検束者二百七十三名としている（資料編13近代・現代③西宮）。また、一九四三年六月二十四日、天皇の横須賀行幸にさいし、検索の対象とされたのは「朝鮮人飯場二六四九カ所及同人夫部屋、密住地帯等」であり、朝鮮人だけでも数万に達していたという。一九四二年十二月末現在の「協和会」会員数（在日朝鮮人数）は、二万九



産業報国会に組織された労働者の訓練 比嘉盛広氏蔵

千百三十三名であった(資料編 13 近代・現代(3) 四四・四五)。その後、在日朝鮮人は増加しつづけ、一九四五年には県内では六万余名が労働に従事していた。中国人については、不明の点が多い。

一九四三年度『神奈川県産業報国会事業概要』によると、産業報国会は二千三百単位で三十三万二千七十名が組織されていた。「本県ヲシテ一大兵器廠タラシメ、飛躍的生産増強ヲ図ルタメニハ全産業人ノ勤勞精神ヲ昂揚シ、士氣ヲ鼓舞スルハ喫緊ノ要務」であるとして、「産業報国精神ノ普及徹底ニ努メタ」とされる。けれども、会員にされた労働者は、産業報国会とは男子会員年額一円

二銭、女子会員及び二十六歳未満の男子会員が六十六銭の会費をとられ、山本連合艦隊司令長官が戦死すれば、「飛行機献納運動」に約十五万円が徴集される組織であり、安全運動も一個一銭五厘の安全マークを買わされるものであった(資料編 13 近代・現代(3) 三三)。

このような状態のもとで、労働時間の延長、労働強化、生活条件の悪化等は、自然発生的な労働紛争議を続発させ、徴用逃れ、「不良工員」(欠勤、二重稼ぎなど)は後を絶たず、一九四四年七月十四日、横浜区検事局は、特に「応徴士」が職場離脱す

ることに警告を発し、翌八月二十九日、県警は早朝五時から「不良応徴士」の一斉検挙をすすめ、約五百名を検束した。なお、職場離脱者は三千名以上といわれた。

朝鮮人・中国人の場合は、きびしい抑圧のなかでも、団結して「抵抗」した。朝鮮人の場合、一九四二年以降でも、二月五日に李信八などが、さらに二十六日には金岡雄三（朝鮮人・創氏改名で日本人名を名乗らされていた）などが独立運動、共産主義運動容疑者として検挙された。一九四三年三月二十日には、津久井郡川尻村の熊谷組工事現場の朝鮮人労働者四十五名のサボタージュなども記録されている。

また、中国人の場合は、一九四四年二月十八日の次官会議決定によって、「供出」（劳工狩り）されて来たものだったが、脱走者が少なくなかった。時には、「抵抗」した例もあった。熊谷組と瀬作業所のように、七月十七日から八月二十日まで、二六名が県外事課に検挙され、取調べ中行方不明一名、取調べ中心臓衰弱で死亡一名、出獄後五日目に脚気衝心で死亡一名、二か月後に胃潰瘍で死亡一名、北海道に移送二名となっている。事業場の証言では「食糧不足やまた周囲の情勢を察知したため、および部内悪質者の煽動せんどうなどによって」逃亡したが、「連累者三名と横浜外事課に引致とりしらべられた」という。同現場には、二百九十二名の中国人が「連行」され、うち、二十七名が死亡している（中国人強制連行事件資料編纂委員会編『草の墓標』）。